**大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて**

**資料１**

大阪府障がい者自立支援協議会では、平成29年度より、地域自立支援協議会を核にした「地域ネットワークの構築」を軸に、地域自立支援協議会が抱える課題の解決に向け、大阪府障がい者相談支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）との連携による地域支援の取り組みを実施している。

今年度行ったヒアリング結果の報告及びこれを踏まえた新たな派遣候補先（案）等は、以下のとおりである。

＜参考：大阪府障がい者相談支援アドバイザーとは＞

H19に地域自立支援協議会の設置支援を目的として創設。その後、各市町村における自立支援協議会設置や基幹相談支援センター設置を受け、基幹相談支援センターに対する後方支援や計画相談の完全実施に向けた後方支援等を目的に、地域の相談支援体制づくり、相談支援専門員のスキルアップ、協議会活性化のための助言等を行っている。

**１　地域自立支援協議会に対するヒアリングの実施**

**＜ヒアリング内容＞**

ヒアリングの実施に当たっては、地域自立支援協議会の目的・機能の理解、個別のニーズから地域課題の抽出、相談支援の役割分担等相談支援体制の整備等を引き続き確認するとともに、主任相談支援専門員は相談支援体制強化、相談支援従事者の人材育成、及び地域づくりの推進をしていくことが求められていることを踏まえ、個別支援から地域課題を認定する際には牽引役となれているか等の観点も考慮することとした。

　　また、市町村直営の基幹相談支援センターでは、主任相談支援専門員をはじめとする資格所持者が未配置の場合もあるなど、直営か委託によって課題等も異なっている点も踏まえてヒアリングした。

**＜ヒアリング結果＞**

上記の内容を踏まえ、計10の地域自立支援協議会に対しヒアリングを実施した。なお、ヒアリング結果については地域自立支援協議会（岸和田市）及び「別添」のとおりである。

**２　アドバイザー派遣候補先　（案）**

ヒアリング内容等を踏まえ、アドバイザー派遣により地域協議会のさらなる活性化が見込まれると期待できる1地域自立支援協議会に対し、以下のとおり、アドバイザーの派遣を行うものとする。

|  |
| --- |
| **地域自立支援協議会（岸和田市）** |
| 第１ 現状〇 岸和田市は、直営型基幹相談支援センターを設置している。岸和田市の基幹相談支援センターは、部会の開催等多くの企画運営を担い多忙であるが、市直営型の共通課題として人事異動による職員の入れ替わり等がある中で、基幹相談支援センターとしての役割を果たすよう取り組んでいる。〇 これまで障がい種別ごとに委託相談支援事業所に相談業務を委託していたが、今年度１０月から相談支援体制の再構築を行うにあたり、市内を6圏域に分けることにより、各圏域に住む市民がより身近な地域で、かつ障害の種別に関わらず利用できる相談窓口を整備する。〇 岸和田市障害者自立支援協議会は、全体会、定例会、運営会議及び専門部会、ワーキング等で構成されている。運営会議は基幹相談支援センター、委託相談支援事業所で構成されている。〇 運営会議が、地域課題について振り分けをするが、その課題の認識が不明確なまま定例会で検討されることもある。また、運営会議が報告会になっている側面もあり、課題をあげても問題が大きすぎると、解決の方向性を示すことができないこともある。地域課題の抽出と解決に向けた協議の場である地域自立支援協議会を十分に活用する流れができていない。〇 主任相談支援専門員については、地域自立支援協議会に参画しており、今後、相談支援専門員のアドバイザー役（研修、相談支援専門員の指導、社会資源の発掘・連携等）の役割を担っていけるよう検討中である。第２ 課題〇 岸和田市障害者自立支援協議会において、地域自立支援協議会は地域課題を自らの問題として捉えて主体的に参画することが求められていることを、相談支援体制が再構築されるにあたり、改めて認識する必要がある。〇 運営会議が、事例検討などで把握された個別のニーズ・課題から、地域課題を抽出し、解決の方向性を示していけるよう、地域課題の抽出の方法やプロセスをどのように地域の実情に合わせて組み立てていけるかが課題である。第３ 派遣理由〇 相談支援体制の再構築を契機に、岸和田市障害者自立支援協議会の参加者全員が地域自立支援協議会の機能を十分に理解し、官民協働で地域の支援レベルをアップするとの共通の目的を持ち、参加者全員が主体的な参加ができるよう、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の再確認を行う。〇 また、アドバイザーが直接運営会議等に参加し、地域課題の抽出方法等について検討を行うとともに、運営会議で集約された課題を地域課題として地域自立支援協議会メンバーで共有した上、解決の方向性を示せるよう、地域自立支援協議会の仕組みの再構築等の助言を行う。 |

**3 その他の取り組み**

⑴ 地域自立支援協議会情報交換会の実施

地域自立支援協議会を対象とした情報交換の場において、研修会の実施や好事例の共有・意見交換等を行うことで、課題解決に向けた気づきを促すなど地域自立支援協議会の活性化をめざす。

　⑵　開催（予定を含む）

　　・第1回地域自立支援協議会情報交換会　令和３年7月開催

　　　ア. 講義：地域自立支援協議会の役割・機能と実際の運営

　　　イ. 行政説明：主任相談支援専門員の位置づけについて

　　　ウ. 情報交換会：地域自立支援協議会の活性化等について

　　・第2回地域自立支援協議会情報交換会　令和４年２月開催（予定）

**【ヒアリングの主な内容】**

**【別添】**

|  |
| --- |
| **地域自立支援協議会（堺市）** |
| 〇　堺市は、委託で基幹相談支援センターを設置している（各区に１カ所（全７区）と、市域全体を対象としている総合相談情報センター、計８カ所）。指定特定相談支援事業所で対応している困難事例について、基幹相談支援センターは必要に応じて関係機関との連携や調整等のバックアップを行っている。〇　堺市の自立支援協議会は、市協議会、企画運営会議、障がい当事者部会、各区協議会、個別支援会議等で構成されている。また、各区（美原区除く。）に指定特定相談支援事業所の連絡会があり、主にその代表者が各区自立支援協議会に参画している。〇　各区協議会において、個別支援会議等からの地域ニーズや地域課題を共有し、課題解決に向けて取り組んでいる。また今年度は、共通テーマを設定し、各区の協議会で協議していくような取り組みを考えている。〇　例年年度当初に、「堺市障害者自立支援協議会とは」をテーマとした講演等を開催することにより、自立支援協議会の役割と機能を共有する場を設けている。〇　主任相談支援専門員へは、地域の中核的な役割を担って頂くよう、各区協議会や指定連絡会への参画をお願いしている。今後、基幹の主任相談支援専門員と地域の主任相談支援専門員の役割等について検討していく必要があると考えている。 |

|  |
| --- |
| **地域自立支援協議会（高槻市）** |
| 〇　高槻市は、直営型基幹相談支援センターを設置している。令和元年度から障がい、高齢（介護）、生活困窮関係の相談支援部分を集めた課ができたことにより、複合的な課題を抱えた方に対して、課内で連携をとりながら対応できる等、初期相談支援体制が整っている。〇　地域自立支援協議会は、全体会、運営事務局会議、ケアマネジメント連絡会議、４つのワーキング（地域生活支援拠点、地域生活・移行支援、子ども、進路・就労）で構成される。地域自立支援協議会の活性化のために、地域自立支援協議会のあり方を検討した結果、部会を廃止し、ワーキング制度に変更している。〇　地域課題、個別課題それぞれの認定において、判断の難しさを感じているものの、ケアマネジメント連絡会議に抽出チーム、分析チームを設け、地域課題の抽出・分析を行う仕組みを構築した上、根拠となるデータを用いて課題となるかどうか検討するなど、個人的な感覚ではなく客観的な根拠から地域課題を認定できるように取り組んでいる。〇　主任相談支援専門員については、市における主任相談支援専門員の役割等を整理した上で、推薦予定である。 |

|  |
| --- |
| **地域自立支援協議会（吹田市）** |
| 〇　吹田市は、直営型基幹相談支援センターを設置している。基幹相談支援センターは、障がい児者及び家族等の相談、委託相談支援センターや計画相談支援事業所等の後方支援、相談支援体制の整備、地域自立支援協議会の運営、障がい者虐待、障がい支援区分認定、支給決定等多くの業務を担っているため、企画の立案、取り組むべき課題の解決等の優先順位が低くなる傾向がある。〇　令和元年度より、障がい種別に関係なく対応できるよう圏域ごとに委託相談支援センターを設置している。〇　地域自立支援協議会は全体会の下に運営事務局会議、地域会議、当事者会、専門部会を設置し、全てに基幹相談支援センター、委託相談支援センターが参加している。地域会議は、圏域ごとに設置され、全ての指定特定相談支援事業所、委託相談支援センター、基幹相談支援センターが参加して、計画相談支援専門員による支援事例を検討してきた。地域会議が地域課題の抽出を行い、運営事務局会議で課題を整理していくことについて現在検討中である。〇　現在、主任相談支援専門員はいない。今後、地域自立支援協議会へ参画するなど、地域の中核的な役割を担う存在として重要だと考えている。 |

|  |
| --- |
| **地域自立支援協議会（富田林市）** |
| 〇　富田林市は、昨年度まで直営で設置していたが、今年度から３事業所に委託する形で基幹相談支援センターを設置している。障がいの種別を問わず、３つの圏域に分割して相談支援体制を構築している。〇　サービス等利用計画については、障がい福祉サービスの円滑な利用のためにも、計画相談利用率の上昇が必要であるが、既に他の利用者の計画の作成で手一杯のため、新規でサービス等利用計画に対応できる相談支援事業所数が少ないことが課題となっている。〇　地域自立支援協議会は、代表者会議、実務担当者会議、運営部会、事例検討会議、検討・作業部会で構成されている。地域の事業所や関係機関の対応ケースの中で、特に困難ケースを事例検討会議で検討する。地域課題については、検討作業部会や事例検討会議の中で地域課題を抽出し、その課題を実務担当者会議で整理している。ただし、昨年度は新型コロナ感染症の影響により、各部会や事例検討会議を開催することが難しかったため、事業化や制度化に当たっての課題解決を図ることができなかった。今年度は各会議を開催する予定のため、各部会をより活性化する方策を検討していく予定である。〇　主任相談支援専門員については、今後、人数が増えれば、地域の相談支援専門員として主導的な役割を担っていくよう検討していく。 |

|  |
| --- |
| **地域自立支援協議会（大東市）** |
| 〇　大東市は、委託で基幹相談支援センターを設置している。自立支援協議会は基幹相談支援センターが事務局を担っている。〇　自立支援協議会の中で、相談員のスキルアップ・実務者間のネットワーク強化・地域課題の集約を目的に相談員を対象とした事例検討会や研修を行っている。他機関とのネットワークづくりも積極的に行っているが、今年度は特に教育機関等のネットワーク構築に力を入れている。〇　自立支援協議会は、全体会、運営委員会、相談支援定例会、相談支援ネットワークで構成されている。相談支援ネットワーク等が事例検討から課題を抽出した上、その課題を定例会で整理し、解決策を検討するとともに、解決できない課題を地域課題として認定する。運営委員会が地域課題の報告を受け、解決策を検討し、必要に応じワーキングを招集する。ワーキングは3～５回で終了するようにゴールを設定している。ワーキングの結果は全体会、運営委員会、定例会、相談支援ネットワークに報告している。〇　個別課題を集約し、何が地域課題かを考えながら、取り組みをしている。課題の一覧表を作成することで、見える化を図るとともに、自立支援協議会以外の動きも記載し、進捗状況を確認できるようにしている。〇　主任相談支援専門員については、自立支援協議会に参画している。中核的な役割として、指定特定相談支援事業所に対する後方支援、相談支援ネットワークで取り組む内容の企画立案、相談支援従事者研修のインターバルの受け入れ等を行っている。 |

|  |
| --- |
| **地域自立支援協議会（和泉市）** |
| 〇　和泉市は、委託で基幹相談支援センターを設置している。基幹相談支援センターは地域における障がい者相談の中核的な役割を担う機関であり、地域自立支援協議会や各種部会において事務局の役割を担っている。〇　地域自立支援協議会は、代表者会議、部会、協議会で構成されており、部会は相談支援部会、就労支援部会、地域移行部会、地域生活支援拠点部会等がある。〇　相談支援部会では、基幹相談支援センターを中心に事例を用いて意見交換しながら、ケアマネジメント力の向上を目指している。〇　地域課題の抽出・整理については、相談支援部会において、今後基幹相談支援セン　ターが中心となり、相談支援事業所に対するヒアリングにより、地域の相談内容の傾向や課題を整理していく予定である。〇　主任相談支援専門員については、地域自立支援協議会に参画し、また、相談支援部会代表者として運営等を担っているが、今後の役割を検討中である。 |

|  |
| --- |
| **地域自立支援協議会（泉南市）** |
| * 泉南市は、現在、基幹相談支援センター未設置であるが、今後、設置する方向で検討

中である。* 委託相談支援事業所が多数のサービス等利用計画作成業務（困難事例を含む）を行っ

ているが、その計画作成業務を指定特定相談支援事業所に引き継ぐ流れになるよう、現在相談支援体制の役割分担を見直し中である。* 平成２８年度から相談支援専門員の連絡会議を開催し、グループラインのような専

用ツールを活用することで情報の共有や情報の発信をしている。* 地域自立支援協議会は、代表者会議、実務者会議、事務局会議、部会で構成されてい

る。地域課題は提示されるものの、解決までには至らないこともあるが、要望の場とはならず、一定議論の場として機能している。行政と委託相談支援事業所（３カ所）で構成する事務局会議にて地域課題を抽出、整理をしている。また、今年度から個別支援会議での事例や相談支援事業所として課題のある事例を共有することにより、地域課題としての整理をさらにできるよう取り組んでいる。〇　主任相談支援専門員としての役割を明確に整理できていないが、地域自立支援協議会への参画だけでなく、特定相談支援事業所や居宅介護支援事業所等からの相談に応じるなど、多職種連携の基盤づくりを行っている。 |

|  |
| --- |
| **地域自立支援協議会（四條畷市）** |
| 〇　四條畷市は、委託で基幹相談支援センターを設置している。基幹相談支援センターは、相談支援専門員からのケアマネジメントの困り事等に助言を行っている。〇　市内には、障がい福祉サービス等事業所が少なく、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成する際に、ネットワークの活用や限られた社会資源のコーディネート能力が求められている。基幹相談支援センターはそれらをバックアップしている。さらに、今年度から、基幹相談支援センターは、相談支援事業にモニタリングの改善のアドバイスをするため訪問するとともに、アドバイス後の状況確認も行っていく予定である。〇　地域自立支援協議会は、全体会、実務者運営会議、事務局会議で構成され、三会議とも基幹相談支援センター、委託相談支援事業所が参加している。〇　事務局会議は、これまでの地域自立支援協議会での提言等の積み残してきた課題を議論し、整理している。その整理結果を踏まえ、プロジェクトチーム案を実務者運営会議に提出する。その後、実務者運営会議が課題認定し、課題解決の優先順位を決める。地域課題の抽出の仕方等については、自立支援協議会で共有できていない部分はあるが、共有の仕組みの確立を試みている段階である。〇　主任相談支援専門員については、地域自立支援協議会に参画している。 |

|  |
| --- |
| **地域自立支援協議会（大阪狭山市）** |
| 〇　大阪狭山市は、社会福祉協議会に委託し基幹相談支援センターを設置している。基幹相談支援センターでは、多くの研修等も開催しているが、地域自立支援協議会における全体的な地域の底上げよりもサービス等利用計画作成等の個別ケース対応が多くなっていることが課題である。相談支援事業所へ個別ケースを引き継ぐことをめざしている。〇　相談支援事業所の他機関との連携については、基幹相談支援センターのみならず、地域包括支援センター、生活困窮の相談機関も同じ社会福祉協議会へ委託しているため、情報共有が図りやすく、連携が密に図られている。〇　地域自立支援協議会は、全体会、定例会、運営会議、専門部会、ワーキングで構成されている。各部会が、課題の抽出を行い、その課題について、解決に向けたワーキングを立ち上げ、事業化等に向けた協議を行っている。その結果、今年度初めて具体的な事業化（医療的ケア児の入浴支援事業）に結びつくなど、協議の場である地域自立支援協議会の活用が図られている。各部会を通じて、例えば精神科病院等、他分野との連携を図り始めているが、連携が不十分な分野もあることから、今後連携をさらに進める必要がある。〇　主任相談支援専門員については、研修の要件を満たす者がいなかったことから、現時点ではいないが、地域の中核的な役割を担う重要な存在であるため、引き続き人材の確保に努めていく。 |